

車 両 仕 様 書

〈公用自動車購入業務〉

三宅町役場総務部総務課

1. 調達台数

3 台

2. 基本仕様

(1) 広報車

	車両
車種	軽商用電気自動車(軽バン EV) ※国産車に限る
調達形態(台数)	新車(1台)
総排気量(使用燃料)	0cc
使用燃料	なし
駆動方式	2WD
トランスミッション	メーカー標準仕様
アイドリングストップ機能	不問
ドア枚数	5枚
乗車定員	4名
エアコン装備	有
ボディーカラー	ホワイト系
エアバック	有(運転席・助手席)
ABSブレーキシステム	有
パワーステアリング	有
パワーウィンドウ	前席ドア有、後席ドア不問
付属品	フロアマット(オールウェザータイプ)、荷室マット(オールウェザータイプ)、オーディオレス仕様(配線等が露出する場合は目隠しパネル等を設置すること)、ドライブレコーダー(前方及び後方録画対応)、ドアバイザー(前席ドアは必須、後席ドアは不問)、車内コンセント(AC100V)(車両メーカー純正装備(メーカーオプション含む)とし、後付け品は不可)、拡声装置一式(設置工事を含む) ※1 ※1 拡声装置の参考品・・・株式会社ノボル電機製作所、車載用拡声装置 YD-321、スピーカ NP-110、スピーカキャリア RK-1 ※2 上記付属品はすべて新品とし、取付け、配線、設定その他使用に必要な部材及び工事を含め、納車時に使用可能な状態で納入すること
自動車登録番号標	登録番号は問わない。
法定費用等の取扱い	・自動車重量税、自賠責保険料、リサイクル料等の法定費用は入札書記載金額に含めない。 ・落札業者は、後日、法定費用の明細書を提出すること。

	・入札価格は車両本体価格、装備及び付属品価格、販売諸費用とする。
--	----------------------------------

(2) 公用車

	車両
車種	軽商用電気自動車(軽バン EV) ※国産車に限る
調達形態(台数)	新車(2台)
総排気量(使用燃料)	0cc
使用燃料	なし
駆動方式	2WD
トランスミッション	メーカー標準仕様
アイドリングストップ機能	不問
ドア枚数	5枚
乗車定員	4名
エアコン装備	有
ボディーカラー	ホワイト系
エアバック	有(運転席・助手席)
ABSブレーキシステム	有
パワーステアリング	有
パワーウィンドウ	前席ドア有、後席ドア不問
付属品	フロアマット(オールウェザータイプ)、荷室マット(オールウェザータイプ)、オーディオレス仕様(配線等が露出する場合は目隠しパネル等を設置すること)、ドライブレコーダー(前方及び後方録画対応)、ドアバイザー(前席ドアは必須、後席ドアは不問)、車内コンセント(AC100V)(車両メーカー純正装備(メーカーオプション含む)とし、後付け品は不可) ※上記付属品はすべて新品とし、取付け、配線、設定その他使用に必要な部材及び工事を含め、納車時に使用可能な状態で納入すること
自動車登録番号標	登録番号は問わない。
法定費用等の取扱い	・自動車重量税、自賠責保険料、リサイクル料等の <u>法定費用は入札書記載金額に含めない。</u> ・落札業者は、後日、法定費用の明細書を提出すること。 ・入札価格は車両本体価格、装備及び付属品価格、販売諸費用とする。

3. 車両文字等入れ(広報車のみ)

下記要件により車両に文字入れを行うこと。

- (1) 文字は、車両側面に横書きで、「三宅町消防団広報車」(「」は含まない。)の文字入れを行う。
- (2) 文字入れは、ペイント、カッティングシートにより行い、方法は問わない。
- (3) 文字は丸ゴシック体で、次のとおりとする。

記入文字	色	記入位置	文字の大きさ 縦(mm)×横(mm)
三宅町消防団広報車	黒色	左右後席ドア 下部	50×50

4. 普通充電設備の設置

電気自動車の充電設備について、下記要件により設置すること。

- (1) 普通充電設備(AC200V)3基とすること。
- (2) 設置に必要な電気工事一式(配線、配管、ブレーカー、コンセントその他必要な部材を含む)を行うこと。
- (3) 充電ケーブル(15メートル)及び壁掛けケーブルフックを付属すること。
- (4) 納車時には、充電設備が使用可能な状態で引き渡すこと。
- (5) 設置場所は三宅町役場敷地内の指定場所とし、詳細は三宅町と協議のうえ決定すること。

5. その他

- (1) 車両の搬入は受注者が行い、搬入に至るまでの納車費用は入札価格に含めるものとする。
- (2) 車両の新規登録手続きは受注者が行い、登録に係る代行費用は入札価格に含めるものとする。また、自動車重量税、自賠責保険料、及び登録等にかかる法定費用については、受注者の立替払いとし、車両代金と同時に請求することができる。
- (3) 本仕様書によるもののほか、メーカー標準装備品及び標準付属品については、本仕様書に含むものとする。
- (4) 道路運送車両法及び保安基準により取り付けを義務付けられている装備については、本仕様書に含むものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は、疑義が生じた場合は、総務課と協議のうえ定めることとする。